

新	旧	備考
貿易代金貸付保険手続細則	貿易代金貸付保険手続細則	
平成29年4月1日 17 - 制度 - 00037 沿革 (略) <u>令和7年3月6日 一部改正</u>	平成29年4月1日 17 - 制度 - 00037 沿革 (略)	
貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002。以下「約款（貸付金債権等）」という。）第39条及び貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00003。以下「約款（保証債務）」という。）第35条の規定に基づいて、貿易代金貸付保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。	貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002。以下「約款（貸付金債権等）」という。）第39条及び貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00003。以下「約款（保証債務）」という。）第35条の規定に基づいて、貿易代金貸付保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。	
（損失を受けるおそれが高まる事情発生のお知らせ） 第16条 被保険者は、約款（貸付金債権等）第14条又は約款（保証債務）第13条の規定に基づき、償還期限前に、損失を受けるおそれが高まる事情の発生（別表3に掲げる「損失を受けるおそれが高まる事情の発生」をいう。）を通知するときは、<u>別表1に掲げる事情発生通知書（融資）</u>を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。	（損失を受けるおそれが高まる事情発生のお知らせ） 第16条 被保険者は、約款（貸付金債権等）第14条又は約款（保証債務）第13条の規定に基づき、償還期限前に、損失を受けるおそれが高まる事情の発生（別表3に掲げる「損失を受けるおそれが高まる事情の発生」をいう。）を通知するときは、<u>別紙様式第7による貿易代金貸付保険事情発生通知書</u>を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。	
（損失発生の通知） 第17条 被保険者は、約款（貸付金債権等）第15条第1項又は約款（保証債務）第14条第1項の規定に基づき損失の発生を通知するときは、<u>別表1に掲げる危険・損失発生通知書（融資）</u>を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。 2 被保険者は、前項の通知をする場合において、日本貿易保険が求めた場合には、<u>別表1に掲げる債権登録通知書（融資・貿易代金貸付保険）</u>に必要事項を記載し提出するものとする。	（損失発生の通知） 第17条 被保険者は、約款（貸付金債権等）第15条第1項又は約款（保証債務）第14条第1項の規定に基づき損失の発生を通知するときは、<u>別紙様式第8による貿易代金貸付保険損失発生通知書（以下「損失発生通知書」という。）</u>を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。 2 被保険者は、前項の通知をする場合において、日本貿易保険が求めた場合には、<u>別紙様式第9による貿易代金貸付保険債権登録通知書</u>に必要事項を記載し提出するものとする。	

(危険発生の通知) 第18条 被保険者は、約款(貸付金債権等)第15条第2項又は約款(保証債務)第14条第2項の規定に基づき危険の発生を通知するときは、<u>別表1に掲げる危険・損失発生通知書(融資)</u>を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該危険の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。	(危険発生の通知) 第18条 被保険者は、約款(貸付金債権等)第15条第2項又は約款(保証債務)第14条第2項の規定に基づき危険の発生を通知するときは、<u>別紙様式第8による貿易代金貸付保険危険発生通知書(以下「危険発生通知書」という。)</u>を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該危険の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。	
(損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求) 第19条 約款(貸付金債権等)第16条又は約款(保証債務)第15条の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、<u>別表1に掲げる損失防止軽減費用負担請求書(融資)</u>に当該費用を負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。	(損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求) 第19条 約款(貸付金債権等)第16条又は約款(保証債務)第15条の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、<u>別紙様式第10による貿易代金貸付保険損失防止軽減費用負担請求書</u>に当該費用を負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。	
(入金通知) 第20条 被保険者は、<u>危険・損失発生通知書(融資)</u>を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款(貸付金債権等)第17条又は約款(保証債務)第16条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から1月以内かつ保険金請求まで(保険金の請求時を含む。)に、<u>別表1に掲げる入金通知書(融資)</u>を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。	(入金通知) 第20条 被保険者は、<u>危険発生通知書又は損失発生通知書</u>を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款(貸付金債権等)第17条又は約款(保証債務)第16条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から1月以内かつ保険金請求まで(保険金の請求時を含む。)に、<u>別紙様式第11による貿易代金貸付保険入金通知書</u>を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。	
(確定債権登録通知) 第21条 被保険者は、日本貿易保険が国を特定して決済期が確定している債権の登録を求めた場合には、<u>別表1に掲げる債権登録通知書(融資・貿易代金貸付保険)</u>を本店に提出するものとする。 2 前項の登録を行った場合であって、<u>危険・損失発生通知書(融資)</u>の提出前に入金があったときは、損失発生通知に併せ損失発生通知前の入金について、<u>別表1に掲げる入金通知書(融資)</u>を本店に提	(確定債権登録通知) 第21条 被保険者は、日本貿易保険が国を特定して決済期が確定している債権の登録を求めた場合には、<u>別紙様式第9による貿易代金貸付保険債権登録通知書</u>を本店に提出するものとする。 2 前項の登録を行った場合であって、<u>損失発生通知書</u>の提出前に入金があったときは、損失発生通知に併せ損失発生通知前の入金について、<u>別紙様式第11による貿易代金貸付保険入金通知書</u>を本店に提	

出するものとする。	出するものとする。	
(保険金受取人の指定等の通知) 第22条 保険金受取人は、1名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。 2 被保険者は、約款（貸付金債権等）第24条第2項又は約款（保証債務）第23条第2項ただし書きの規定に基づき保険金受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から1月以内（ただし、1月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前）に別紙様式第7による貿易代金貸付保険保険金受取人指定等通知書に、当該指定等を証する書類の写し及び貿易代金貸付（貸付金債権等）保険保険証券又は貿易代金貸付（保証債務）保険保険証券（変更承認証を含む。以下「保険証券」という。）を添付し、本店に提出するものとする。	(保険金受取人の指定等の通知) 第22条 保険金受取人は、1名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。 2 被保険者は、約款（貸付金債権等）第24条第2項又は約款（保証債務）第23条第2項ただし書きの規定に基づき保険金受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から1月以内（ただし、1月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前）に別紙様式第12による貿易代金貸付保険保険金受取人指定等通知書に、当該指定等を証する書類の写し及び貿易代金貸付（貸付金債権等）保険保険証券又は貿易代金貸付（保証債務）保険保険証券（変更承認証を含む。以下「保険証券」という。）を添付し、本店に提出するものとする。	
(保険金請求期間に係る猶予期間の申請) 第23条 保険金請求人は、約款（貸付金債権等）第25条第2項ただし書又は約款（保証債務）第24条第2項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、<u>別表1に掲げる保険金請求期間の猶予期間設定申請書（融資）</u>に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。 2 (略)	(保険金請求期間に係る猶予期間の申請) 第23条 保険金請求人は、約款（貸付金債権等）第25条第2項ただし書又は約款（保証債務）第24条第2項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、<u>別紙様式第13による貿易代金貸付保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書</u>に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。 2 (略)	
(保険金の支払の請求) 第24条 保険金請求人は、約款（貸付金債権等）第25条又は約款（保証債務）第24条の規定に基づき、次の各号に定める書類を本店に提出するものとする。 一 約款（貸付金債権等）第3条のてん補危険の場合 <u>別表1に掲げる保険金請求書（融資）</u>に、別表5に定める書類を添付したもの 二 約款（保証債務）第3条のてん補危険の場合	(保険金の支払の請求) 第24条 保険金請求人は、約款（貸付金債権等）第25条又は約款（保証債務）第24条の規定に基づき、次の各号に定める書類を本店に提出するものとする。 一 約款（貸付金債権等）第3条のてん補危険の場合 <u>別紙様式第14による貿易代金貸付保険保険金請求書</u>に、別表5に定める書類を添付したもの 二 約款（保証債務）第3条のてん補危険の場合	

<u>別表 1 に掲げる保険金請求書（融資）</u>に、別表 6 に定める書類を添付したもの 2～3 （略）	<u>別紙様式第14による貿易代金貸付保険保険金請求書</u>に、別表 6 に定める書類を添付したもの 2～3 （略）	
（償還期限前の請求） 第25条 被保険者は、約款（貸付金債権等）第27条の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、<u>別表 1 に掲げる損失発生確認申請書（融資）</u>に約款（貸付金債権等）第 3 条に規定する事由の発生により償還期限までに貸付金等を回収することができないことが事実であることを証する書類又は説明する書類を添付し、本店に提出するものとする。	（償還期限前の請求） 第25条 被保険者は、約款（貸付金債権等）第27条の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、<u>別紙様式第16による貿易代金貸付保険損失発生確認申請書</u>に約款（貸付金債権等）第 3 条に規定する事由の発生により償還期限までに貸付金等を回収することができないことが事実であることを証する書類又は説明する書類を添付し、本店に提出するものとする。	
（回収義務の終了認定） 第26条 被保険者は、約款（貸付金債権等）第31条第 1 項ただし書き又は約款（保証債務）第29条第 1 項ただし書きに規定する認定を受けようとするときは、<u>別表 1 に掲げる回収義務終了認定申請書（従来制度）</u>に、貿易保険共通運用規程（平成29年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00069。以下「共通運用規程」という。）に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類（原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、本店に提出するものとする。この場合において、約款（貸付金債権等）の場合は貿易代金貸付の相手方、約款（保証債務）の場合は保証債務に係る主たる債務者（以下「代金貸付の相手方等」という。）が同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書の詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。	（回収義務の終了認定） 第26条 被保険者は、約款（貸付金債権等）第31条第 1 項ただし書き又は約款（保証債務）第29条第 1 項ただし書きに規定する認定を受けようとするときは、<u>別紙様式第17による貿易代金貸付保険回収義務終了認定申請書</u>に、貿易保険共通運用規程（平成29年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00069。以下「共通運用規程」という。）に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類（原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、本店に提出するものとする。この場合において、約款（貸付金債権等）の場合は貿易代金貸付の相手方、約款（保証債務）の場合は保証債務に係る主たる債務者（以下「代金貸付の相手方等」という。）が同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書の詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。	
（回収義務の履行状況の報告） 第27条 被保険者は、約款（貸付金債権等）第31条第 2 項又は約款（保証債務）第29条第 2 項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに<u>別表 1 に掲げる回収義務履行状況報告書（従来制度）</u>に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第 3 項に規定する回収義務の履行状況報	（回収義務の履行状況の報告） 第27条 被保険者は、約款（貸付金債権等）第31条第 2 項又は約款（保証債務）第29条第 2 項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに<u>別紙様式第18による貿易代金貸付保険回収義務履行状況報告書</u>に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第 3 項に規定する回収義務の履	

告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から３月ごとに本店に提出するものとする。 2 （略） 3 前２項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して共通運用規程に規定する履行状況報告を要する事由の発生を知ったときは、<u>別表１に掲げる回収義務履行状況報告書（従来制度）</u>を遅滞なく本店に提出するものとする。 4 （略）	行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から３月ごとに本店に提出するものとする。 2 （略） 3 前２項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して共通運用規程に規定する履行状況報告を要する事由の発生を知ったときは、<u>別紙様式第18による貿易代金貸付保険回収義務履行状況報告書</u>を遅滞なく本店に提出するものとする。 4 （略）	
（回収金の納付） 第28条 被保険者は、約款（貸付金債権等）第31条第７項又は約款（保証債務）第29条第７項の規定に基づき、回収した金額があることを通知するときは、<u>別表１に掲げる回収金通知書（従来制度）</u>に証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。 2 （略）	（回収金の納付） 第28条 被保険者は、約款（貸付金債権等）第31条第７項又は約款（保証債務）第29条第７項の規定に基づき、回収した金額があることを通知するときは、<u>別紙様式第19による貿易代金貸付保険回収金通知書</u>に証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。 2 （略）	
（回収に要した費用の請求） 第29条 約款（貸付金債権等）第31条第６項又は約款（保証債務）第29条第６項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、<u>別表１に掲げる回収費用負担請求書（従来制度）</u>に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。	（回収に要した費用の請求） 第29条 約款（貸付金債権等）第31条第６項又は約款（保証債務）第29条第６項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、<u>別紙様式第20による貿易代金貸付保険回収費用負担請求書</u>に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。	
（権利行使等の委任） 第30条 被保険者は、約款（貸付金債権等）第31条第４項若しくは第32条第３項又は約款（保証債務）第29条第４項若しくは第30条第３項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合（次項に規定する場合を除く。）は、<u>別表１に掲げる権利行使等委任状（従来制度）</u>に当該債権の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。	（権利行使等の委任） 第30条 被保険者は、約款（貸付金債権等）第31条第４項若しくは第32条第３項又は約款（保証債務）第29条第４項若しくは第30条第３項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合（次項に規定する場合を除く。）は、<u>別紙様式第21 - 1による貿易代金貸付保険権利行使等委任状</u>に当該債権の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。	

2 被保険者は、保険事故に係る債権について日本貿易保険が委任する回収業者による回収を希望する場合には、<u>別表 1 に掲げる権利行使等委任状（サービサー回収用・従来制度）</u>に当該債権の内容を証する書類を添付し、本店に提出するものとする。	る。 2 被保険者は、保険事故に係る債権について日本貿易保険が委任する回収業者による回収を希望する場合には、<u>別紙様式第21 - 2 による貿易代金貸付保険権利行使等委任状（サービサー回収用）</u>に当該債権の内容を証する書類を添付し、本店に提出するものとする。																																																																			
（回収納付金の返還請求） 第31条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、<u>別表 1 に掲げる回収納付金返還請求書（従来制度）</u>に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。	（回収納付金の返還請求） 第31条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、<u>別紙様式第22による貿易代金貸付保険回収納付金返還請求書</u>に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。																																																																			
<u>附 則</u> <u>この改正は、令和7年4月1日から実施する。</u>																																																																				
別表 1 提出先は、本店とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>様式番号</th><th>保険申込等に係る提出書類</th><th>提出部数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 - 1</td><td>貿易代金貸付（貸付金債権等）保険申込書</td><td>1（1）</td></tr> <tr> <td>1 - 2</td><td>貿易代金貸付（保証債務）保険申込書</td><td>1（1）</td></tr> <tr> <td>1 - 3</td><td>贈賄防止に係る誓約及び申告書（保険契約者及び被保険者用）</td><td>1</td></tr> <tr> <td>1 - 4</td><td>贈賄防止に係る誓約及び申告書（輸出者等用）</td><td>1</td></tr> <tr> <td>2</td><td>貿易代金貸付保険（変更・訂正）承認申請書</td><td>1（1）</td></tr> <tr> <td>3</td><td>貿易代金貸付保険の償還金額及び償還期限確定の通知書</td><td>1</td></tr> <tr> <td>4 - 1</td><td>貿易代金貸付保険保険目的等譲渡承認申請書</td><td>1（1）</td></tr> <tr> <td>4 - 2</td><td>貿易代金貸付保険保険目的等譲渡終了通知書</td><td>1（1）</td></tr> <tr> <td>5 - 1</td><td>貿易代金貸付保険質権等設定承諾申請書</td><td>1（1）</td></tr> <tr> <td>5 - 2</td><td>貿易代金貸付保険質権等設定解除等通知書</td><td>1（1）</td></tr> </tbody> </table>	様式番号	保険申込等に係る提出書類	提出部数	1 - 1	貿易代金貸付（貸付金債権等）保険申込書	1（1）	1 - 2	貿易代金貸付（保証債務）保険申込書	1（1）	1 - 3	贈賄防止に係る誓約及び申告書（保険契約者及び被保険者用）	1	1 - 4	贈賄防止に係る誓約及び申告書（輸出者等用）	1	2	貿易代金貸付保険（変更・訂正）承認申請書	1（1）	3	貿易代金貸付保険の償還金額及び償還期限確定の通知書	1	4 - 1	貿易代金貸付保険保険目的等譲渡承認申請書	1（1）	4 - 2	貿易代金貸付保険保険目的等譲渡終了通知書	1（1）	5 - 1	貿易代金貸付保険質権等設定承諾申請書	1（1）	5 - 2	貿易代金貸付保険質権等設定解除等通知書	1（1）	別表 1 提出先は、本店とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>様式番号</th><th>提出書類</th><th>提出部数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 - 1</td><td>貿易代金貸付（貸付金債権等）保険申込書</td><td>1（1）</td></tr> <tr> <td>1 - 2</td><td>貿易代金貸付（保証債務）保険申込書</td><td>1（1）</td></tr> <tr> <td>1 - 3</td><td>贈賄防止に係る誓約及び申告書（保険契約者及び被保険者用）</td><td>1</td></tr> <tr> <td>1 - 4</td><td>贈賄防止に係る誓約及び申告書（輸出者等用）</td><td>1</td></tr> <tr> <td>2</td><td>貿易代金貸付保険（変更・訂正）承認申請書</td><td>1（1）</td></tr> <tr> <td>3</td><td>貿易代金貸付保険の償還金額及び償還期限確定の通知書</td><td>1</td></tr> <tr> <td>4 - 1</td><td>貿易代金貸付保険保険目的等譲渡承認申請書</td><td>1（1）</td></tr> <tr> <td>4 - 2</td><td>貿易代金貸付保険保険目的等譲渡終了通知書</td><td>1（1）</td></tr> <tr> <td>5 - 1</td><td>貿易代金貸付保険質権等設定承諾申請書</td><td>1（1）</td></tr> <tr> <td>5 - 2</td><td>貿易代金貸付保険質権等設定解除等通知書</td><td>1（1）</td></tr> </tbody> </table>	様式番号	提出書類	提出部数	1 - 1	貿易代金貸付（貸付金債権等）保険申込書	1（1）	1 - 2	貿易代金貸付（保証債務）保険申込書	1（1）	1 - 3	贈賄防止に係る誓約及び申告書（保険契約者及び被保険者用）	1	1 - 4	贈賄防止に係る誓約及び申告書（輸出者等用）	1	2	貿易代金貸付保険（変更・訂正）承認申請書	1（1）	3	貿易代金貸付保険の償還金額及び償還期限確定の通知書	1	4 - 1	貿易代金貸付保険保険目的等譲渡承認申請書	1（1）	4 - 2	貿易代金貸付保険保険目的等譲渡終了通知書	1（1）	5 - 1	貿易代金貸付保険質権等設定承諾申請書	1（1）	5 - 2	貿易代金貸付保険質権等設定解除等通知書	1（1）	
様式番号	保険申込等に係る提出書類	提出部数																																																																		
1 - 1	貿易代金貸付（貸付金債権等）保険申込書	1（1）																																																																		
1 - 2	貿易代金貸付（保証債務）保険申込書	1（1）																																																																		
1 - 3	贈賄防止に係る誓約及び申告書（保険契約者及び被保険者用）	1																																																																		
1 - 4	贈賄防止に係る誓約及び申告書（輸出者等用）	1																																																																		
2	貿易代金貸付保険（変更・訂正）承認申請書	1（1）																																																																		
3	貿易代金貸付保険の償還金額及び償還期限確定の通知書	1																																																																		
4 - 1	貿易代金貸付保険保険目的等譲渡承認申請書	1（1）																																																																		
4 - 2	貿易代金貸付保険保険目的等譲渡終了通知書	1（1）																																																																		
5 - 1	貿易代金貸付保険質権等設定承諾申請書	1（1）																																																																		
5 - 2	貿易代金貸付保険質権等設定解除等通知書	1（1）																																																																		
様式番号	提出書類	提出部数																																																																		
1 - 1	貿易代金貸付（貸付金債権等）保険申込書	1（1）																																																																		
1 - 2	貿易代金貸付（保証債務）保険申込書	1（1）																																																																		
1 - 3	贈賄防止に係る誓約及び申告書（保険契約者及び被保険者用）	1																																																																		
1 - 4	贈賄防止に係る誓約及び申告書（輸出者等用）	1																																																																		
2	貿易代金貸付保険（変更・訂正）承認申請書	1（1）																																																																		
3	貿易代金貸付保険の償還金額及び償還期限確定の通知書	1																																																																		
4 - 1	貿易代金貸付保険保険目的等譲渡承認申請書	1（1）																																																																		
4 - 2	貿易代金貸付保険保険目的等譲渡終了通知書	1（1）																																																																		
5 - 1	貿易代金貸付保険質権等設定承諾申請書	1（1）																																																																		
5 - 2	貿易代金貸付保険質権等設定解除等通知書	1（1）																																																																		

6 - 1	貿易代金貸付保険保険目的等信託承認申請書	1 (1)	6 - 1	貿易代金貸付保険保険目的等信託承認申請書	1 (1)
6 - 2	貿易代金貸付保険保険目的等信託終了通知書	1 (1)	6 - 2	貿易代金貸付保険保険目的等信託終了通知書	1 (1)
6 - 3	受益者変更通知書	1 (1)	6 - 3	受益者変更通知書	1 (1)
6 - 4	責任財産限定特約付金銭消費貸借契約締結通知書	1 (1)	6 - 4	責任財産限定特約付金銭消費貸借契約締結通知書	1 (1)
6 - 5	責任財産限定特約付金銭消費貸借契約貸付債権譲渡通知書	1 (1)	6 - 5	責任財産限定特約付金銭消費貸借契約貸付債権譲渡通知書	1 (1)
6 - 6	信託及び流動化関連書類内容変更承認申請書	1 (1)	6 - 6	信託及び流動化関連書類内容変更承認申請書	1 (1)
6 - 7	貿易代金貸付保険ローン・パーティシペーション承認申請書	1 (1)	6 - 7	貿易代金貸付保険ローン・パーティシペーション承認申請書	1 (1)
6 - 8	貿易代金貸付保険ローン・パーティシペーション終了通知書	1 (1)	6 - 8	貿易代金貸付保険ローン・パーティシペーション終了通知書	1 (1)
6 - 9	貿易代金貸付保険ローン・パーティシペーション内容変更承認申請書	1 (1)	6 - 9	貿易代金貸付保険ローン・パーティシペーション内容変更承認申請書	1 (1)
<u>7</u>	<u>貿易代金貸付保険保険金受取人指定等通知書</u>	<u>1 (1)</u>	<u>7</u>	<u>貿易代金貸付保険事情発生通知書</u>	<u>1</u>
			<u>8</u>	<u>貿易代金貸付保険危険・損失発生通知書</u>	<u>1 (1)</u>
			<u>9</u>	<u>貿易代金貸付保険債権登録通知書</u>	<u>1</u>
			<u>10</u>	<u>貿易代金貸付保険損失防止軽減費用負担請求書</u>	<u>1 (1)</u>
			<u>11</u>	<u>貿易代金貸付保険入金通知書</u>	<u>1 (1)</u>
			<u>12</u>	<u>貿易代金貸付保険保険金受取人指定等通知書</u>	<u>1 (1)</u>
			<u>13</u>	<u>貿易代金貸付保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書</u>	<u>1 (1)</u>
			<u>14</u>	<u>貿易代金貸付保険保険金請求書</u>	<u>1 (1)</u>
			<u>15</u>	<u>貿易代金貸付保険保険金請求経緯書</u>	<u>1 (1)</u>
			<u>16</u>	<u>貿易代金貸付保険損失発生確認申請書</u>	<u>1 (1)</u>
			<u>17</u>	<u>貿易代金貸付保険回収義務終了認定申請書</u>	<u>1 (1)</u>
			<u>18</u>	<u>貿易代金貸付保険回収義務履行状況報告書</u>	<u>1 (1)</u>
			<u>19</u>	<u>貿易代金貸付保険回収金通知書</u>	<u>1 (1)</u>
			<u>20</u>	<u>貿易代金貸付保険回収費用負担請求書</u>	<u>1 (1)</u>
			<u>21 - 1</u>	<u>貿易代金貸付保険権利行使等委任状</u>	<u>1 (1)</u>
			<u>21 - 2</u>	<u>貿易代金貸付保険権利行使等委任状 (サービ</u>	<u>1 (1)</u>

<u>その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による</u> 注（略）	<table><tr><td><u>22</u></td><td><u>サー回収用）</u> <u>貿易代金貸付保険回収納付金返還請求書</u></td><td><u>1（1）</u></td></tr><tr><td colspan="3"><u>その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による</u></td></tr></table> 注（略）	<u>22</u>	<u>サー回収用）</u> <u>貿易代金貸付保険回収納付金返還請求書</u>	<u>1（1）</u>	<u>その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による</u>					
<u>22</u>	<u>サー回収用）</u> <u>貿易代金貸付保険回収納付金返還請求書</u>	<u>1（1）</u>								
<u>その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による</u>										
別表 4 その他の通知 ① 第 <u>1</u> 回 <u>目の代金貸付</u> の実行条件の充足 ② <u>第 1 回目の代金貸付の実行</u> ③ 代金貸付の相手方等の設立根拠法、定款又は事業内容の変更 ④ 被保険者の意思によらない重大な内容変更等（別表 3 ①に該当する場合を除く。） ⑤ 代金貸付の相手方等による貸付契約等に規定される表明及び保証（Representations and Warranties）に係る規定の違反 ⑥ 代金貸付の相手方等による貸付契約等に規定される誓約（Covenants）に係る規定の違反 ⑦ 貸付契約等に規定される債務不履行事由（Events of Default） ⑧ 代金貸付の相手方等の経営支配関係の実質的な変化 ⑨ その他特約に規定する事由 注：次に掲げる案件にあっては、次に掲げる事由をその他の通知の対象とする。 約款（貸付金債権等）に基づき保険契約を締結し、信用危険をてん補しない案件： <u>②④⑧及び⑨</u> 約款（保証債務）に基づき保険契約を締結した案件： <u>②⑧及び⑨</u>	別表 4 その他の通知 ① 第 <u>一</u> 回 <u>貸出</u> 実行条件の充足 ② 代金貸付の相手方等の設立根拠法、定款又は事業内容の変更 ③ 被保険者の意思によらない重大な内容変更等（別表 3 ①に該当する場合を除く。） ④ 代金貸付の相手方等による貸付契約等に規定される表明及び保証（Representations and Warranties）に係る規定の違反 ⑤ 代金貸付の相手方等による貸付契約等に規定される誓約（Covenants）に係る規定の違反 ⑥ 貸付契約等に規定される債務不履行事由（Events of Default） ⑦ 代金貸付の相手方等の経営支配関係の実質的な変化 ⑧ その他特約に規定する事由 注：次に掲げる案件にあっては、次に掲げる事由をその他の通知の対象とする。 約款（貸付金債権等）に基づき保険契約を締結し、信用危険をてん補しない案件： <u>③及び⑦</u> 約款（保証債務）に基づき保険契約を締結した案件： <u>⑦</u>									
別表 5（第24条第 1 項第 1 号関係） 約款（貸付金債権等）第 3 条のてん補危険の場合 <table><tr><td>提出書類</td><td>備考</td></tr><tr><td>1. 保険金請求</td><td>別紙様式による保険金請求書</td></tr></table>	提出書類	備考	1. 保険金請求	別紙様式による保険金請求書	別表 5（第24条第 1 項第 1 号関係） 約款（貸付金債権等）第 3 条のてん補危険の場合 <table><tr><td>提出書類</td><td>備考</td></tr><tr><td>1. 保険金請求</td><td>別紙様式による保険金請求書</td></tr></table>	提出書類	備考	1. 保険金請求	別紙様式による保険金請求書	
提出書類	備考									
1. 保険金請求	別紙様式による保険金請求書									
提出書類	備考									
1. 保険金請求	別紙様式による保険金請求書									

書		書		
		<u>2. 保険金請求経緯書</u>	<u>別紙様式による保険金請求経緯書</u>	
<u>2.</u> 未決済の事実及び当該未決済額を確認できる書類	貿易代金貸付の相手方が未決済額を確認した書類（債務確認書等）又は被保険者が未決済額を表明した書類	<u>3.</u> 未決済の事実及び当該未決済額を確認できる書類	貿易代金貸付の相手方が未決済額を確認した書類（債務確認書等）又は被保険者が未決済額を表明した書類	
<u>3.</u> 償還金額及び償還期限が確定していることを証する書類	償還金額及び償還期限が確定している場合は、償還金額及び償還期限の確定を証する書類	<u>4.</u> 償還金額及び償還期限が確定していることを証する書類	償還金額及び償還期限が確定している場合は、償還金額及び償還期限の確定を証する書類	
<u>4.</u> 保険事故を確認できる書類	(1) 約款（貸付金債権等）第3条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号又は第7号に該当する事由による保険事故については、当該規制及び措置に関する法令等当該事実を証する書類 (2) 約款（貸付金債権等）第3条第3号に該当する事由のうち、借入国に起因する外貨送金遅延による保険事故については、貿易代金貸付の相手方が外貨送金に必要な手続を実施していることを証する書類（ローカル・デポジットの証明書の写し、外貨割当申請書の写し等） (3) 約款（貸付金債権等）第3条第8号に該当する事由による保険事故については、その事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類 (4) 約款（貸付金債権等）第3条第9号に該当する事由による保険事故については、本邦外において生じた事由につき、その内容を証する書類 (5) 約款（貸付金債権等）第3条第10号に該当する事由による保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類	<u>5.</u> 保険事故を確認できる書類	(1) 約款（貸付金債権等）第3条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号又は第7号に該当する事由による保険事故については、当該規制及び措置に関する法令等当該事実を証する書類 (2) 約款（貸付金債権等）第3条第3号に該当する事由のうち、借入国に起因する外貨送金遅延による保険事故については、貿易代金貸付の相手方が外貨送金に必要な手続を実施していることを証する書類（ローカル・デポジットの証明書の写し、外貨割当申請書の写し等） (3) 約款（貸付金債権等）第3条第8号に該当する事由による保険事故については、その事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類 (4) 約款（貸付金債権等）第3条第9号に該当する事由による保険事故については、本邦外において生じた事由につき、その内容を証する書類 (5) 約款（貸付金債権等）第3条第10号に該当する事由による保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類	

	(6) 約款（貸付金債権等）第3条第11号に該当する事由による保険事故については、当該公的機関が支払不能の事実を明らかにした書類の写し（会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続開始の決定については、現地裁判所の公告等手続の開始を証する書類の写し）		(6) 約款（貸付金債権等）第3条第11号に該当する事由による保険事故については、当該公的機関が支払不能の事実を明らかにした書類の写し（会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続開始の決定については、現地裁判所の公告等手続の開始を証する書類の写し）	
<u>5.</u> 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類 ① 貿易代金貸付の相手方に対する支払の督促を確認できる書類 ② 保険の対象である債権を時効としない措置を取ったことを証する書類 ③ 保証人がいる場合は、保証人に対し保証の履行請求を行ったことを確認できる書類 ④ 担保権の設定がある場合は、担保権を行使したことを確認できる書類 ⑤ 貸付契約等上の債権保全に係る権利を行使したことを確認できる書類 ⑥ 弁護士又は回収業者に債権の取立を依頼した場合は、当該取立を依頼したことを証する書類 ⑦ 貿易代金貸付の相手方について、破産手続等が開始された場合は、債権届出を証する書類及び（もしあれば）届出債権の認否を確認できる書類 ⑧ 法的措置を講じた場合は、当該措置の内容を証する書類	<u>6.</u> 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類 ① 貿易代金貸付の相手方に対する支払の督促を確認できる書類 ② 保険の対象である債権を時効としない措置を取ったことを証する書類 ③ 保証人がいる場合は、保証人に対し保証の履行請求を行ったことを確認できる書類 ④ 担保権の設定がある場合は、担保権を行使したことを確認できる書類 ⑤ 貸付契約等上の債権保全に係る権利を行使したことを確認できる書類 ⑥ 弁護士又は回収業者に債権の取立を依頼した場合は、当該取立を依頼したことを証する書類 ⑦ 貿易代金貸付の相手方について、破産手続等が開始された場合は、債権届出を証する書類及び（もしあれば）届出債権の認否を確認できる書類 ⑧ 法的措置を講じた場合は、当該措置の内容を証する書類	
<u>6.</u> 保険証券	(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合は、保険証券の原本 (2) 上記(1)において当該契約の変更や保	<u>7.</u> 保険証券	(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合は、保険証券の原本 (2) 上記(1)において当該契約の変更や保	

	險期間の延長等により、変更承認証が発行された場合は、当該変更承認証の原本 <u>7.</u> 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書 <u>8.</u> 為替換算率を証する書類（任意） <u>9.</u> 保証状の写し <u>10.</u> 他の保険の請求状況を確認できる書類	險期間の延長等により、変更承認証が発行された場合は、当該変更承認証の原本 <u>8.</u> 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書 <u>9.</u> 為替換算率を証する書類（任意） <u>10.</u> 保証状の写し <u>11.</u> 他の保険の請求状況を確認できる書類	
注（略）		注（略）	
別表 6 （第24条第1項第2号関係）		別表 6 （第24条第1項第2号関係）	
約款（保証債務）第3条のてん補危険の場合		約款（保証債務）第3条のてん補危険の場合	
提出書類	備考	提出書類	備考
1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書	1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書
		<u>2. 保険金請求経緯書</u>	<u>別紙様式による保険金請求経緯書</u>
<u>2.</u> 未決済の事実及び当該未決済額を確認できる書類	被保険者が求償権に基づき取得し得べき金額について、保証債務に係る主たる債務者より未回収となっている額について、保証債務者が当該未回収額を確認した書類（債務確認書等）又は被保険者が未決済額を表明した書類	<u>3.</u> 未決済の事実及び当該未決済額を確認できる書類	被保険者が求償権に基づき取得し得べき金額について、保証債務に係る主たる債務者より未回収となっている額について、保証債務者が当該未回収額を確認した書類（債務確認書等）又は被保険者が未決済額を表明した書類
<u>3.</u> 償還金額及び償還期限が確定していることを証する書類	保証債務に係る主たる債務者の債務について償還金額及び償還期限が確定している場合は、償還金額及び償還期限の確定を証する書類	<u>4.</u> 償還金額及び償還期限が確定していることを証する書類	保証債務に係る主たる債務者の債務について償還金額及び償還期限が確定している場合は、償還金額及び償還期限の確定を証する書類

<u>4.</u> 保険事故を確認できる書類	保証債務を履行したことを証する書類及び次の(1)から(5)までのいずれかに該当する書類 (1) 約款(保証債務)第3条第1号イ、ロ、ニ、ホ、ヘ又はトに該当する事由による保険事故については、当該規制及び措置に関する法令等当該事実を証する書類 (2) 約款(保証債務)第3条第1号ハに該当する事由のうち、借入国に起因する外貨送金遅延による保険事故については、保証債務に係る主たる債務者が外貨送金に必要な手続を実施していることを証する書類(ローカル・デポジットの証明書の写し、外貨割当申請書の写し等) (3) 約款(保証債務)第3条第1号チに該当する事由による保険事故については、その事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類 (4) 約款(保証債務)第3条第1号リに該当する事由による保険事故については、本邦外において生じた事由につき、その内容を証する書類 (5) 約款(保証債務)第3条第2号に該当する事由による保険事故については、以下の書類 (イ) 約款(保証債務)第3条第2号に該当する事由のうち破産手続開始の決定による保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類 (ロ) 約款(保証債務)第3条第2号に該当する事由のうち破産手続開始の決定に準ずる事由による保険事故については、当該公的機関が支払不能の事実を明らかにした書類の写し(会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制	<u>5.</u> 保険事故を確認できる書類	保証債務を履行したことを証する書類及び次の(1)から(5)までのいずれかに該当する書類 (1) 約款(保証債務)第3条第1号イ、ロ、ニ、ホ、ヘ又はトに該当する事由による保険事故については、当該規制及び措置に関する法令等当該事実を証する書類 (2) 約款(保証債務)第3条第1号ハに該当する事由のうち、借入国に起因する外貨送金遅延による保険事故については、保証債務に係る主たる債務者が外貨送金に必要な手続を実施していることを証する書類(ローカル・デポジットの証明書の写し、外貨割当申請書の写し等) (3) 約款(保証債務)第3条第1号チに該当する事由による保険事故については、その事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類 (4) 約款(保証債務)第3条第1号リに該当する事由による保険事故については、本邦外において生じた事由につき、その内容を証する書類 (5) 約款(保証債務)第3条第2号に該当する事由による保険事故については、以下の書類 (イ) 約款(保証債務)第3条第2号に該当する事由のうち破産手続開始の決定による保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類 (ロ) 約款(保証債務)第3条第2号に該当する事由のうち破産手続開始の決定に準ずる事由による保険事故については、当該公的機関が支払不能の事実を明らかにした書類の写し(会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制	
-------------------------------	--	-------------------------------	--	--

	度上これらに準ずる手続開始の決定については、現地裁判所の公告等手続の開始を証する書類の写し)		度上これらに準ずる手続開始の決定については、現地裁判所の公告等手続の開始を証する書類の写し)	
<u>5.</u> 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類 ① 保証債務を履行したことにより取得した求償権を時効としない措置を取ったことを証する書類 ② 保証債務に係る主たる債務者について、破産手続等が開始された場合は、債権届出等、当該国その他の外国の法令に定められた措置その他これらに準ずる回収のために必要な措置を講じたことを証する書類 ③ 法的措置を講じた場合は、当該措置の内容を証する書類	<u>6.</u> 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類 ① 保証債務を履行したことにより取得した求償権を時効としない措置を取ったことを証する書類 ② 保証債務に係る主たる債務者について、破産手続等が開始された場合は、債権届出等、当該国その他の外国の法令に定められた措置その他これらに準ずる回収のために必要な措置を講じたことを証する書類 ③ 法的措置を講じた場合は、当該措置の内容を証する書類	
<u>6.</u> 保険証券	(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合は、保険証券の原本 (2) 上記(1)において当該契約の変更や保険期間の延長等により、変更承認証が発行された場合は、当該変更承認証の原本	<u>7.</u> 保険証券	(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合は、保険証券の原本 (2) 上記(1)において当該契約の変更や保険期間の延長等により、変更承認証が発行された場合は、当該変更承認証の原本	
<u>7.</u> 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合	<u>8.</u> 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合	
<u>8.</u> 為替換算率を証する書類(任意)	外貨建て代金貸付の場合	<u>9.</u> 為替換算率を証する書類(任意)	外貨建て代金貸付の場合	
<u>9.</u> 保証状の写し	支払保証付き案件の場合は、当該保証状の写し及び保証人に対し履行請求を行ったことを証する書類	<u>10.</u> 保証状の写し	支払保証付き案件の場合は、当該保証状の写し及び保証人に対し履行請求を行ったことを証する書類	
<u>10.</u> 他の保険の請求状況を確認できる書類	同一の保証債務について、日本貿易保険との間で別の保険契約が締結されている場合又は民間損害保険会社との間で貿易保険と同様なてん補範囲となる保険が重複して契約されている場合は、その契約内容を確認できる書類	<u>11.</u> 他の保険の請求状況を確認できる書類	同一の保証債務について、日本貿易保険との間で別の保険契約が締結されている場合又は民間損害保険会社との間で貿易保険と同様なてん補範囲となる保険が重複して契約されている場合は、その契約内容を確認できる書類	
注 (略)		注 (略)		